

# 有機溶剤中毒予防規則等の適用除外の 認定制度の運用について



2023年1月30日、厚生労働省は都道府県労働局長宛に、有機則等<sup>\*</sup>に基づく化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外の認定制度の運用についての通達を行いました。

この制度は、事業者による化学物質の自律的な管理を促進するという考え方に基づき、作業環境測定の対象となる化学物質を取り扱う業務等について、化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認める事業場に対して、有機則等の規定の一部の適用を除外することを認めるものです。

(※ 有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則)

有機則等の適用除外の認定対象と申請書類の概要は以下の通りです。

## ○ 認定対象

- (1) 認定は、申請を行った事業場ごとに行う (2) 認定は、規則ごとに行う

## ○ 申請書類

- (1) 各規則の適用除外認定申請書及び申請書備考 4～6 に掲げる書面(化学物質管理専門家が必要な知識及び技能を有する者であることを証する書面の写し等)
- (2) 申請事業場に専属の化学物質管理専門家が当該事業場においてリスクアセスメントの実施等を管理していることを証する書面
- (3) 過去3年間に当該事業場において規制対象物による死亡又は休業4日以上の労働災害が発生していないことを証する申立書
- (4) 過去3年間に当該事業場の作業場所について作業環境測定の評価の結果が全て第一管理区分されたことを証する作業環境測定結果証明書
- (5) 過去3年間に当該事業場の労働者について行われた特殊健康診断の結果、規制対象物による異常所見があると認められる労働者が新たに発見されなかったことを証する健康診断結果記録等
- (6) 過去3年間に1回以上、当該事業場に属さない化学物質管理専門家による評価を受け、規制対象物による健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められることを示す書面
- (7) 過去3年間に事業者が当該事業場について法及び命令に違反していないことに係る申立書
- (8) その他、所轄都道府県労働局長が必要と認めるもの

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2023年1月30日付 厚生労働省基安発 0130 第1号](#)

有機分析箇所 杉山みなみ

